

閱覽用

令和3年 第8回
神崎市農業委員会総会 議事録

令和3年8月5日
神崎市農業委員会

令和3年8月 第8回神崎市農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和3年8月5日（火）午前9時30分開会

2 開催場所 神崎市役所 2階共用会議室

3 出欠者の状況

出席委員 13名

欠席委員 0名

傍聴人 0名

議席番号	役職	氏名	出欠
1	会長	西村睦雄	出
2	副会長	末吉利文	出
3	委員	城野芳春	出
4	委員	野田 豊	出
5	委員	八谷 敏	出
6	委員	中原和之	出
7	委員	樋口光輝	出
8	委員	國部善典	出
9	委員	森田壽春	出
10	委員	福田省二	出
11	委員	田淵晃敏	出
12	委員	真島 満	出
13	副会長	吉浦文雄	出

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

8番 國部善典委員 9番 森田壽春委員

日程第2 会議書記の指名

事務局長 山口秀利 係長 大隈裕次

日程第3 付議事件

議案第1号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について 1件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 1件

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 3件

議案第4号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による

農用地利用集積計画 所有権移転関係について 3件
議案第5条 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画 利用権設定関係について 9件

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について 4件

5 説明のため出席した職員

【農業委員会事務局職員】

事務局長 山口秀利

農政農地係 係長 大隈裕次

6 会議の概要

(開会)

事務局長

おはようございます。本日はご多忙の中、委員の皆さまには、コロナウイルス感染症の予防対策にご理解いただき、本総会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

皆さまには、日頃の体調管理に十分心掛けていただきますよう、お願い申し上げます。

本日の総会も、円滑な議事の進行について、ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、着席して、議事を進めさせていただきます。

令和3年 第8回神崎市農業委員会総会の開催にあたり、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

会長

おはようございます。大変お忙しい中に総会に集積していただきありがとうございます。

毎日暑くて暑くて、とても、なるだけ日中は外に作業に出ないでいいように準備や都合をつけながらですね、皆さんお体には気をつけ大切にしていきたいと存じます。

それでは、只今から令和3年第8回 神崎市農業委員会総会を開会します。

(総会の成立)

事務局長

本日の出席委員は13名、全員出席です。本日の総会は成立いたします。

(議長登壇)

事務局長

これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長をお願いいたします。 よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、お手元の総会次第に沿って、議事を進めます。

日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会 会議規則 第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は、8番 國部委員と 9番 森田委員を指名します。よろしく申し上げます。

議長

日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記は、事務局の山口局長、大隈係長を指名します。

議長

日程第3 付議事件

議案は、議案第1号から第5号までの、5議案の17件です。

報告は、第1号の4件です。

ご審議、ご決定賜りますよう、よろしく申し上げます。

議長

只今から議事に入りますが、質問のある方は、挙手をして、指名を受けてから、必ずマイクを通して議席番号、お名前の後に発言されるようお願いいたします。

(議案第1号 受付番号1番の申請者が入室、着席を確認)

(議案第1号 農地転用許可後の事業計画変更承認)

議長

それでは、議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題とします。 受付番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、受付番号1番を議案書を基に説明】

議案第1号、農地転用許可後の変更計画承認申請の申請について説明いたします。

受付番号1番、申請地の所在は、神埼町枝ヶ里 字〇〇 〇〇番1の外、田2筆、里道1筆の、あわせて950㎡です。本件は事業計画変更のうち事業目的を変更する場合に該当します。

なお、この申請地については、2月の総会において一度、事業内容の変更計画承認申請の申し出があり、当総会にて承認し、県に進達したところでしたが、申請者が事業開始のため再度計画内容について検討したところ、議案書1ページの転用事業の目的欄に記載しております理由により、再度、変更計画承認申請の手続きをされるものです。

転用事業の当初と変更後の申請地、変更申請の理由、変更後の事業継承の用途や資金については記載のとおりで、完了は令和3年12月10日の予定です。

申請地の農振除外は平成23年12月に決定済みで、農地区分につきましては、申請地は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連担している区域内の農地であることから第3種農地に該当し、許可基準といたしましては、許可し得るとなります。

位置図などを2ページから3ページに添付しております。

申請に必要な書類として、当初と変更後の土地利用計画図、残高証明書があり、排水処理や被害防止については、周囲に支障が無いよう計画されていて地区の同意もあり、問題ないと思われれます。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。受付番号1番について、地区担当委員の5番 八谷委員のご意見をお願いします。

5番 八谷委員 【地区担当委員の意見】

5番の八谷です。

1号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員とともに、現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は事業目的に適していると思われる土地で問題は無いと思います。

しかしながら、今回の案件については当初計画から複数回変更承認申請を行われており、コロナの影響などいたしかたない部分もありますが、もっと計画内容を精査し実現性の確保について十分な検討をお願いします。

みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

(他に質疑など) よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。 申請者は退出をお願いします。
おつかれさまでした。

(議案第1号、受付番号1番の申請者の退室を確認)

(採決)

議 長

これより採決します。 議案第1号、受付番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は承認するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第2号 受付番号1番の申請者が入室、着席を確認)

(議案第2号 農地法第5条関係)

議 長

それでは、議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。
受付番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第2号、受付番号1番を議案書を基に説明】

受付番号1番、申請地の所在は脊振町服巻 字〇〇 〇〇番の田1筆の361㎡であります。 転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は、所有権の移転で、農振除外は令和3年8月に決定予定であり、農地区分につきましては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから第2種農地と判断し、転用許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当すると判断いたします。

位置図などは5ページと6ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、資金については貸付証明書及び残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 受付番号1番について、地区担当委員の13番吉浦副会長のご意見をお願いします。

13番 吉浦副会長 【地区担当委員の意見】

13番の吉浦です。2号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員とともに、現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無いと思います。みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。申請者は退出をお願いします。おつかれさまでした。

(議案第2号、受付番号1番の申請者の退室を確認)

(採決)

議 長

これより採決します。議案第2号、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第3号 農地法第3条関係)

議 長

次に、議案書の7ページをご覧ください。

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第 3 号、議案書を基に説明】

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について説明いたします。

全ての案件が所有権の移転で、申請要件は、農地法第 3 条の各号にある許可基準を満たしております。

申請地の土地の所在や対価、譲渡人、譲受人、申請事由などは記載のとおりです。

申請番号 2 番は、就農支援策である農業次世代人材投資事業の要件を満たすための親子間の贈与で、既に施設園芸ハウスとして営農されております。

それぞれの位置図を 8 ページから 10 ページに添付しております。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。議案第 3 号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり許可することに決定します。

(議案第 4 号 基盤強化促進法第 18 条第 1 項 所有権移転関係)

議 長

次に、議案書の 11 ページをご覧ください。

議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法 第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画、所有権移転関係について議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第4号、議案書を基に説明】

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 所有権移転について説明いたします。

農業経営基盤強化を促進する農地売買等事業の規定により、農用地利用集積計画の決定について意見を求めるものであります。

全ての案件について、先月、佐賀県農業公社への買い受けをご承認いただいた農用地について、あっせん調整された地域の担い手や農事組合法人の中心構成員へ売り渡すものであり、申請地の土地の所在や、譲渡人である佐賀県農業公社、譲受人、売買価格および移転、引渡しの時期などは記載のとおりであります。

位置図は13ページから15ページに添付しております。説明は以上です。

議長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議長

よろしいですかね。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議長

これより採決します。議案第4号、農用地利用集積計画、所有権移転関係について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

(議案第5号 基盤強化促進法第18条第1項 利用権設定関係)

議長

次に、別冊の議案第5号をご覧ください。

議案第5号、農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定関係について議題とします。

最初に、1ページの総括表について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第5号、議案書の総括表を基に説明】

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について説明いたします。

農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営基盤強化促進事業を実施する場合は、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならないとなっておりますので、総会での議決を求めるものであります。

まずは議案書1ページの総括表を説明いたします。

利用権設定関係総括表 神埼町、新規1件、再設定4件、計5件。

内訳は、田10筆、20,632㎡。

千代田町、新規4件。内訳は、田7筆、23,601㎡。

神埼市、合計9件。内訳は、田17筆、44,233㎡となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。

総括表による説明は以上です。

議 長

総括表の説明が終わりました。

次に、議案書2ページの農用地利用集積計画 神埼町新規について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第5号、議案書を基に説明】

議案書2ページの、神埼町新規の申し出について説明いたします。

左から、土地の所在、地番、地目、面積、10aあたりの賃料、貸付人、借受人、それぞれの経営面積、利用目的、借賃料、そして設定の始期と終期となっております。

設定する内容は、田1筆、1,488㎡であります。両者の間では、次の利用権再設定の5番の申し出があります。それに併せて中間管理事業を活用して、この農地を新たに設定されるものです。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいですかね。

(異議なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、神埼町新規について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、議案書3ページから4ページの農用地利用集積計画 神埼町再設定について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第5号、議案書を基に説明】

議案書3ページからの、神埼町再設定の申し出について説明いたします。

設定する内容は、4ページでございます、田9筆、19,144㎡であります。主に、地域の担い手との基盤強化促進法や中間管理事業による利用権再設定となっております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいですかね。

(なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、神埼町再設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、議案書5ページから6ページの農用地利用集積計画、千代田町新規について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第5号、議案書を基に説明】

議案書5ページからの、千代田町新規の申し出について説明いたします。

設定する内容は、6ページでございます、田7筆、23,601㎡であります。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいですかね。

(異議なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、千代田町新規について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

(報告第1号 農地法第18条第6項の通知関係)

議 長

次に、別冊の報告第1号をご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認についての報告です。事務局の説明を求めます。

事務局 【報告第1号、報告書を基に説明】

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について報告いたします。

農地法第18条第1項ただし書きの各号の規定により、農地の賃貸借について合意による解約などが行われた場合は、同法施行規則第66条により、農業委員会に通知しなければならないとなっておりますので、受理

したものを報告いたします。

全ての案件は、基盤強化促進法や農地中間管理事業による賃貸借契約の合意解約でございます。 報告は以上です。

議 長

説明が終わりました。 ご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

質疑などよろしいでしょうか。

(ありませんの声あり)

議 長

ありがとうございます。 無いようですので、報告第1号については以上で終わります。

議 長

以上で、本総会に付議された議案の審議は、全て終了しました。

これをもちまして、令和3年 第8回神崎市農業委員会総会を閉会します。 ご審議ありがとうございました。

10時 閉 会